



一般社団法人 電波産業会
Association of Radio
Industries and Businesses

No.871 2013年2月25日

ARIBからのお知らせ

第 87 回規格会議開催のお知らせ

第 87 回規格会議の開催について下記のとおりお知らせいたします。
規格会議委員の皆様のご出席をお願いいたします。

記

- 1 日時 平成 25 年 3 月 19 日 (火) 午後 1 時 30 分から 3 時 30 分まで
- 2 場所 東海大学校友会館 望星の間 (霞が関ビル 35 階)
東京都千代田区霞が関 3-2-5
- 3 議案
 - (1) IMT-2000 DS-CDMA and TDD-CDMA System ARIB STANDARD / ARIB Technical Report の改定について
 - (2) IMT-2000 MC-CDMA System ARIB STANDARD/ARIB Technical Report の改定について
 - (3) OFDMA Broadband Mobile Wireless Access System (WiMAX™ applied in Japan) ARIB STANDARD の改定について
 - (4) 200 MHz-Band Broadband Wireless Communication Systems between Portable BS and MSs ARIB STANDARD の改定について
 - (5) LTE-Advanced System ARIB STANDARD の改定について
 - (6) 超高精細度テレビジョン方式スタジオ規格標準規格の策定について
 - (7) FM 多重放送の運用上の標準規格の改定について
 - (8) デジタル放送用受信装置標準規格(望ましい仕様)の改定について
 - (9) デジタル放送におけるデータ放送符号化方式と伝送方式標準規格の改定について
 - (10) セグメント連結伝送方式による地上マルチメディア放送用受信装置標準規格(望ましい仕様)の改定について
 - (11) 放送事業用 4FSK 連絡無線方式標準規格の改定について
 - (12) 地上デジタルテレビジョン放送運用規定技術資料の改定について
 - (13) BS/広帯域 CS デジタル放送運用規定技術資料の改定について
 - (14) 5.1ch サラウンド番組の制作技術ガイドライン技術資料の改定について
 - (15) ファイルベースによる番組交換方式技術資料の改定について
 - (16) デジタルテレビ放送番組におけるラウドネス運用規定技術資料の改定について
 - (17) セグメント連結伝送方式による地上マルチメディア放送運用規定技術資料の改定について
 - (18) その他

第 192 回業務委員会を開催

第 192 回業務委員会を開催しましたので、その概要をお知らせします。

- 1 日時 平成 25 年 2 月 15 日(金) 午後 2 時から 4 時まで
- 2 場所 当会第 4 会議室
- 3 議事概要
 - (1) 第 6 回理事会等の開催について
 - (2) 第 87 回規格会議の開催について
 - (3) WINDS 利用実験実施協議会 第 8 回総会及びシンポジウムの結果について
 - (4) エンリケ・コルネホ・ラミーレス前ペルー運輸通信大臣の講演会開催報告
 - (5) 独立行政法人情報通信研究機構との連携・協力の推進に関する協定（案）について
 - (6) 標準規格に係る必須の工業所有権（IPR）をめぐる国際動向について（その 2）
 - (7) 全国景観会議からの要望書について
 - (8) 平成 25 年度 電波懇談会の開催スケジュールについて
 - (9) その他
 - (10) 近況報告(業務委員)

総務省からのお知らせ

「企業等が安心して無線 LAN を導入・運用するために」の公表

[【平成 25 年 1 月 30 日の総務省報道資料から】](#)

総務省は、企業等において無線 LAN の導入が進展していることを踏まえ、企業等の組織が無線 LAN を導入・運用する際の情報セキュリティ対策に関する手引書「企業等が安心して無線 LAN を導入・運用するために」を策定しましたので、公表します。


1 経緯

「無線 LAN の情報セキュリティに関する検討会」（構成員は[別添 1](#) のとおり）において策定された手引書（案）について、意見募集を平成 24 年 12 月 14 日（金）から平成 25 年 1 月 4 日（金）まで実施したところ、別紙 2 のとおり 4 件の御意見を頂きました。

今般、当該意見募集の結果等を踏まえ、手引書「企業等が安心して無線 LAN を導入・運用するために」を策定しましたので、企業等の組織の LAN 管理者等に活用していただくために公表します。

2 今般公表する資料

- 「企業等が安心して無線 LAN を導入・運用するために」（案）の意見募集に対する御意見及びそれらに対する検討会の考え方（[別添 2](#)）

- 「企業等が安心して無線 LAN を導入・運用するために」(別添 3 )

3 関係報道資料等

- 「企業等が安心して無線 LAN を導入・運用するために」(案)に対する意見の募集(平成 24 年 12 月 14 日)

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu03_02000033.html

- 「一般利用者が安心して無線 LAN を利用するために」の公表(平成 24 年 11 月 2 日)

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu03_02000029.html

連絡先

情報流通行政局 情報セキュリティ対策室

担当：中谷課長補佐、鮫島調整係長

電話：03-5253-5749 FAX：03-5253-5752

E-Mail：wlan-security_atmark_ml.soumu.go.jp

(迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。)


電波法施行規則等の一部を改正する省令案等についての意見募集

広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用

[【平成 25 年 2 月 7 日の総務省報道資料から】](#)





総務省は、広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用のため、電波法施行規則の一部を改正する省令案等について、平成 25 年 2 月 8 日(金)から同年 3 月 11 日(月)までの間、意見を募集します。

1 改正概要

現在、高周波利用設備のうち「広帯域電力線搬送通信設備」については、屋内においてのみ利用が認められていますが、屋外(分電盤より負荷側)に利用範囲を拡大するため、屋外利用をする場合の規定について電波法施行規則に新たな技術基準を設ける等、関係省令等を改正します(概要は別添 1 )のとおりです。)

2 意見公募要領等

(1) 意見公募対象

- ・電波法施行規則等の一部を改正する省令案(別紙 1 )
- ・無線設備規則の一部を改正する省令案(別紙 2 )
- ・平成 14 年総務省告示第 544 号(高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件)の一部を改正する告示案(別紙 3 )
- ・平成 18 年総務省告示第 520 号(伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法を定める件)の一部を改正する告示案(別紙 4 )

(2) 意見提出期限

平成 25 年 3 月 11 日(月)午後 12 時(必着)(郵送の場合も、同日必着)

詳細については、別添 2 の意見公募要領を御覧ください。

なお、省令改正案等については、総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 今後の予定

寄せられた意見及び電波監理審議会への諮問・答申を踏まえ、省令等の改正を行う予定です。

連絡先

住所：〒100-8926

東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課

担当：臼井電波監視官、黒田電磁障害係長

電話：(直通) 03-5253-5905

(代表) 03-5253-5111 内線 5905

FAX：03-5253-5914

E-mail：densyokakari_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」として表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

編集後記

まだまだ寒い日が続いていますが、歓迎したくない春の便りの一つ。今年もすでに花粉シーズンに突入したところが増えてきました。今年は例年より飛散量が多いと予想されていて、すでに感じていらっしゃる方も多いかと思えます。かく言う私も学生の頃に発症して以来 30 年余りのお付き合いとなっています。かつては甜茶、シジュウム茶、エキナセア茶、ヨーグルトなど様々な民間療法も試してみましたが、これぞというものには出会えず、最近では花粉飛散の数週間前から薬を飲み始める「予防投与」を続けて症状を抑えてきていました。

そんな花粉症対策について、ちょっと気になる記事を見つけましたので、ご紹介いたします。日経メディカルオンラインに出ていたのですが、最近使われる第 2 世代といわれる抗ヒスタミン薬は治療効果が現れるのが早くなっているため、「予防投与」しなくても、花粉飛散開始時もしくは症状発現時から治療始めても十分に症状を抑えられるというものでした。

今年はすでに薬を飲み始めていますが、来シーズンは通院開始を少し遅らせてみようかと思っています。今年は飛散量が増えますので、はじめて花粉症を発症する方もいらっしゃるかもしれませんが、早めの治療で症状を抑えられるようです。花粉症かどうかの簡易診断ができるホームページもいくつかあるようですのでそういった情報も参考に、早めの対処をお勧めいたします。

(K.I.)



Association of Radio Industries and Businesses

ARIB NEWS
発行所

一般社団法人 電波産業会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-1 日土地ビル11F
TEL 03-5510-8590 FAX 03-3592-1103
<http://www.arib.or.jp> E-mail arib_news@arib.or.jp